

令和5年9月吉日

蒲郡市小中学校保護者様

蒲郡市教育委員会教育長

蒲郡市の「ラーニングの日」の実施について

日頃より本市の教育活動にご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

さて、愛知県が『子どもが保護者等とともに、学校外（家庭や地域）で、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる「ラーニングの日（校外学習活動の日）』を設ける。』と発表したことを受け、本市では10月より実施します。主旨や実施方法につきましてご理解いただき、有意義にご活用いただきますようお願い申し上げます。

記

1 実施のねらい

- (1)子どもが保護者等と一緒に体験等の計画を考えることで、子どもの豊かな学びをつくるよい機会とする。
- (2)子どもが保護者等と一緒に体験等の時間を共有することで、互いの理解を深める有意義な時間とする。

2 実施期日と取得日数について

- (1)取得期間…令和5年10月2日（月）～令和6年3月21日（木）
※小学6年生は3月18日（月）、中学3年生は3月5日（火）まで。
- (2)取得日数…令和5年度は、取得できる日を2日までとする。

3 方法

- (1)事前に「ラーニングの日」のねらいや方法、確認事項をについてご理解の上、申請・取得します。
- (2)取得するときは、ラーニングカードを学校（担任等）へ提出します。
 - ・ラーニングカードの確認事項を読み、すべてにチェックを入れます。
 - ・ラーニングカードに保護者が直筆でサインを書きます。
- (3)事前（前日まで）に届出（＝ラーニングカードの提出）をします。
- (4)「ラーニングの日」を取得した日は、出席停止扱いとします。
- (5)取得する日の10日前までに届出をすると、給食をカットすることができます。カットした給食は戻すことができませんので、登校することになった場合には弁当を用意してください。
- (6)取得後、「ラーニングの日」で得た学びについて、ラーニングカードにふりかえりを書き、学校（担任等）へ提出します。

4 留意点、確認事項

- (1)必ず保護者が同意のもとで取得をしてください。
- (2)安全且つ有意義な学びにするため、ラーニングカードへの記入（チェックを入れる、保護者直筆サインを書く）に漏れがないようご確認のうえご提出ください。
- (3)「ラーニングの日」を取得した日の学校での授業内容につきましては、家庭で自習をしてください。学校で行われた授業や活動につきましては、後日受け直すことができませんのでご留意ください。※学校で配られたプリント等は受け取ることができます。
- (4)「ラーニングの日」取得翌日の予定等につきましては、事前に聞くなどして各自で情報収集に努めてください。学校から電話や家庭訪問をしてプリント等を届けることはできません。
- (5)学校では、日々大切な教育活動が行われているため、「ラーニングの日」を取ることができない日は、本市では設定しません。家庭でよく話し合われ、学校の教育活動と「ラーニングの日」を両立させられるようご配意ください。
- (6)「ラーニングの日」を取得した日は、児童クラブを利用できません。
- (7)費用が発生する日に「ラーニングの日」を取得する場合、返金できないことがあります。ご了承ください。
- (8)学校を通してリーフレットを配布します。ご参照ください。
- (9)愛知県教育委員会作成「ラーニングの日」ポータルサイトをご参照ください。

※蒲郡市内で体験できる活動等も紹介される予定です。

愛知発の新しい学び方「ラーニングの日」ポータルサイト
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/gimukyoiku/learcation.html>



- (10)本文書とリーフレットにつきましては、蒲郡市教育委員会 HP に掲載します。

- (11)蒲郡市のラーニングカードをご活用ください（学校で配布します）。

